従業員各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社

**マイナンバー対応について**

平成28年１月よりマイナンバー制度がスタートします。

　マイナンバーとは、住民票を有するすべての国民に１人１つずつ唯一の番号が付与され、社会保障、税、災害対策といった分野で活用される番号のことです。

1. マイナンバーの通知

　マイナンバーの通知は、各市町村から通知カードの送付をすることで行われます。

　2015年10月から、みなさんの住所に各市町村からマイナンバーの｢通知カード｣が簡易書留で郵送されます。住民票に記載されている住所に郵送されることになっていますので、現在住んでいるところと住民票の住所が異なる場合には住民票の異動手続きを行なってください。

　この通知カードには、みなさんのマイナンバーが記載され、今後、様々な場面で原本又は写しの提示を求められることになりますので、破棄することなく厳重に保管するようにしてください。

1. マイナンバーの利用目的

マイナンバーの利用は法定の範囲内でのみ認められています。現時点では、社会保障、税の手続きで行政機関や勤務先などに提示する以外は、他人に教えないようにしてください。

使用目的：当社は下記の利用目的のために利用します

1. 健康保険・厚生年金保険関係届出事務
2. 雇用保険関係届出事務
3. 労働者災害補償保険法関係届出事務
4. 給与所得・退職所得に係る源泉徴収票作成事務
5. マイナンバーの社会への提出

　マイナンバーは今後の社会保険の手続きや年末調整などで必要になりますので、後日、通知カードの写しを会社に提出していただきます。

　その際には改めてお願いをしますので、ご協力をよろしくお願いします。

1. 個人番号カードの申請について

　｢個人番号カード｣とは、マイナンバーが記載された顔写真入りのICカードで、身分証明書として利用可能なものです。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上